

○ 高知県警察学校規程

昭和55年 3 月 25 日

高知県警察本部訓令第 7 号

改正 昭和57年 7 月 29 日高知県警察本部訓令第14号
平成 3 年 6 月 14 日高知県警察本部訓令第14号
平成 4 年 7 月 23 日高知県警察本部訓令第16号
平成 6 年 3 月 8 日高知県警察本部訓令第 1 号
平成 9 年 3 月 31 日高知県警察本部訓令第 4 号
平成14年 3 月 29 日高知県警察本部訓令第 7 号
平成18年 7 月 24 日高知県警察本部訓令第21号
平成26年 3 月 26 日高知県警察本部訓令第13号
平成29年 3 月 14 日高知県警察本部訓令第 9 号

警察本部
警察署

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条— 第 3 条)
- 第 2 章 校務処理(第 4 条— 第 8 条)
- 第 3 章 入校及び授業(第 9 条— 第13条)
- 第 4 章 休学及び退校(第14条— 第16条)
- 第 5 章 試験及び卒業(第17条— 第20条)
- 第 6 章 賞罰(第21条— 第24条)
- 第 7 章 学生活動(第25条・第26条)
- 第 8 章 当直(第27条— 第29条)
- 第 9 章 雑則(第30条— 第32条)

附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規程は、警察教養規則(平成12年国家公安委員会規則第 3 号)、警察教養細則(平成13年警察庁訓令第 4 号。以下「細則」という。)、高知県警察組織規則(平成 6 年高知県公安委員会規則第 1 号。以下「規則」という。)、高知県警察教養施行規則(平成13年高知県公安委員会規則第 7 号)、高知県警察教養施行規程(平成13年本部長訓令第 8 号)に定めるもののほか、警察学校の運営について必要な事項を定めるものとする。

一部改正 [平成 6 年本部訓令 1 号・ 9 年 4 号・ 14 年 7 号]

(学校長の任務)

第2条 学校長は、学校教養の目的を達成するため、その本旨に従い常に創意と工夫をこらし、効果的推進を図らなければならない。

一部改正〔平成14年本部訓令7号〕

(職員及び学生の融和)

第3条 職員及び学生は、厳正な規律の下に信頼と敬愛の心情をもって接し、親和融合に努めなければならない。

一部改正〔平成26年本部訓令13号〕

第2章 校務処理

(校務の分掌)

第4条 規則第36条及び第38条に規定する各職の校務分掌は、学校長が別に定める。

一部改正〔平成14年本部訓令7号〕

(教授科目の分担)

第5条 学校長は、部下職員について教授科目の分担を定めるとともに、教授要領について指導しなければならない。

一部改正〔平成14年本部訓令7号〕

(学習指導案)

第6条 教官は、担当する授業科目について別記第1号様式の学習指導案を作成し、あらかじめ学校長の承認を受けて授業を行うものとする。

2 教官は、学習指導案について常に内容の改善及び補正を図り、授業をより向上させるように努めなければならない。

一部改正〔平成14年本部訓令7号・29年9号〕

(担任教官)

第7条 初任科、初任補修科及び一般職員初任科の各期ごとに正副の担任教官を置く。

2 担任教官は、学校長が指名する。

3 担任教官は、学校長の命を受け、学校教養を効果的に推進し、併せて寮舎内における学生の指導監督に当たらなければならない。

一部改正〔平成14年本部訓令7号・18年21号〕

(教官会議)

第8条 学校長は、毎月1回以上教官会議を開き、学校運営の統一、刷新等について協議検討するものとする。

2 前項の会議を開いたときは、別記第2号様式の教官会議録にその結果を記載するとともに、決議した事項については実行に努めなければならない。

一部改正〔平成14年本部訓令7号〕

第3章 入校及び授業

(入校)

第9条 学生として入校する者は、次の各号のいずれかに該当し、本部長が入校を命じた者とする。

- (1) 初任科は、新たに巡査として採用された警察官
- (2) 初任補修科は、職場実習を終了した警察官
- (3) 一般職員初任科は、新たに採用された一般職員
- (4) 巡査部長任用科及び警部補任用科は、巡査部長若しくは警部補に昇任し、又は昇任が予定されている警察官(管区警察学校に入校する者を除く。)
- (5) 専科は、所属長の推薦を受けた職員
一部改正〔平成6年本部訓令1号〕、全部改正〔平成14年本部訓令7号〕、
一部改正〔平成18年本部訓令21号・26年13号〕

(宣誓)

第10条 初任科入校者は、学校長に対して、警察学校の諸規定を遵守し、専心学業に精励する旨の別記第3号様式の宣誓書により宣誓をしなければならない。

一部改正〔平成6年本部訓令1号・14年7号〕

(入寮)

第11条 学生は、警察学校の寮舎に入寮するものとする。ただし、初任科及び初任補修科以外の学生は時宜によって通学させることができる。

一部改正〔平成6年本部訓令1号・18年21号〕

(学生心得)

第12条 学生は、別に定める学生心得に従わなければならない。

2 前項の学生心得は、本部長の承認を受けて学校長が定める。

一部改正〔平成14年本部訓令7号〕

(日課時限)

第13条 学校の日課時限については、学校長が別に定める。

一部改正〔平成14年本部訓令7号〕

第4章 休学及び退校

(休学及び欠課)

第14条 学生が疾病その他の理由により休学し、又は欠課しようとするときは、学校長の承認を受けなければならない。

2 休学は、初任科及び初任補修科にあつては学業期間の4分の1、その他の課程の学生並びに巡査部長任用科及び警部補任用科にあつては3分の1以上にわたることができない。

3 学校長は、前項に定める期間を経過して、なお引き続き休学する学生に対し

ては、細則第21条第1項の規定に基づき退校を命ずることができる。

一部改正〔平成3年本部訓令14号・6年1号・14年7号・18年21号〕

(自発的退校)

第15条 学生が退校しようとするときは、その理由を申し出て学校長の承認を受けなければならない。

一部改正〔平成14年本部訓令7号〕

(退校処分の手続)

第16条 学校長は、学生に退校を命じ、又は退校の承認を行うときにおいては、あらかじめ本部長に報告し指示を受けるとともに、その学生が初任科生以外の学生である場合は、その者の所属長にその旨を通知しなければならない。

一部改正〔平成6年本部訓令1号・14年7号〕

第5章 試験及び卒業

(試験)

第17条 学校長は、学生の修業成績を調査するために試験を行うものとする。

2 試験は、中間試験及び卒業試験とする。ただし、初任補修科については中間試験を、その他の課程については試験を行わないことができる。

一部改正〔平成3年本部訓令14号・6年1号・14年7号・18年21号〕

(科目及び合格基準)

第18条 試験科目、採点方法及び合格基準は、学校長が定める。

2 前項に定める合格基準に達しない者については、再試験を行うことができる。

一部改正〔平成6年本部訓令1号・14年7号〕

(成績)

第19条 学生の成績は、前条に定める試験のほか、操行、修業態度及び服務状況を考慮し、総合的に決定するものとする。

一部改正〔平成6年本部訓令1号〕

(証書)

第20条 学校長は、初任科及び初任補修科の課程を卒業した学生に別記第4号様式の卒業証書を、その他の課程を修了した学生に別記第5号様式の修了証書を授与する。

一部改正〔平成14年本部訓令7号・18年21号〕

第6章 賞罰

(学校長表彰)

第21条 学校長表彰は、次のとおりとする。

(1) 優等賞(別記第6号様式)

(2) 善行賞(別記第7号様式)

(3) 精励賞(別記第8号様式)

- 2 優等賞は、成績が特に優秀であった学生に授与する。
- 3 善行賞は、素行、勤務態度等が他の模範となる学生に授与する。
- 4 精励賞は、術科、学生活動等に精励し、他の模範となる学生に授与する。

全部改正〔平成14年本部訓令7号〕

(処分)

第22条 学校長は、次の各号のいずれかに該当する者について細則第21条の規定に基づく処分を行うことができる。

- (1) 正当な理由がなく授業を怠り、又は他の学生の授業を妨害した者
- (2) 緊急かつ正当な理由がなく、学校長の許可を受けないで外出又は外泊した者
- (3) 正当な理由がなく、学校長又は教官の適法な命令に服従しなかった者
- (4) 警察学校の規律を乱し、その他学生としてふさわしくない非行のあった者

一部改正〔平成6年本部訓令1号・14年7号〕

(処分の区分)

第23条 前条に規定する学生の処分は、次の区分に従って行うものとする。

- (1) 退校
- (2) 謹慎(7日を超えない範囲の期間を定め、校内において謹慎させる。)
- (3) 訓戒(非違をさとし、責任の所在を確認させ、その将来を戒める。)

(処分の手続)

第24条 学校長は、前条の規定により学生を処分しようとするときは、教官会議に諮りその意見を聞いて行うものとする。この場合において、必要があると認めるときは、本人又は学生の代表者を出席させて意見を述べさせることができる。

一部改正〔平成14年本部訓令7号〕

第7章 学生活動

(学生活動)

第25条 学生活動は、学生の自主自律により行い、その運営は学校長の指導方針の下に組織的かつ計画的に行うものとする。

- 2 学生活動においては各種役員活動、各種会議の開催、安全活動及びクラブ活動を行うことができる。なおその内容については、別に定める。

全部改正〔平成14年本部訓令7号〕、一部改正〔平成26年本部訓令13号〕

(役員等)

第26条 学生活動を合理的に推進するため、総代、副総代等の役員を置く。

2 役員の任命及び任務等については、学校長が別に定める。

一部改正〔平成3年本部訓令14号・14年7号〕

第8章 当直

(当直員の指定)

第27条 職員は、学校長の指定するところにより、宿直勤務及び日直勤務(以下「当直」という。)に服さなければならない。

一部改正〔平成14年本部訓令7号〕

(当直員の任務)

第28条 当直員は、次の各号に掲げる事項を処理するものとする。ただし、緊急又は重要な事項は、学校長に速報し、指揮を受けなければならない。

- (1) 学校施設の火災及び盗難の予防
- (2) 学校の設備、備品、書類等の保全及び警戒
- (3) 日課時限による学生の点呼
- (4) 学生の指揮監督
- (5) その他学校長の命ずる事項

一部改正〔平成14年本部訓令7号〕

(当直日誌)

第29条 当直中取り扱った事項は、別記第9号様式の当直日誌に記載しなければならない。

一部改正〔平成14年本部訓令7号・26年13号〕

第9章 雑則

(学籍簿等)

第30条 学籍簿、身体検査表及び成績表は、別記第10号様式の学籍簿により作成するものとする。

一部改正〔平成6年本部訓令1号・14年7号〕

(卒業生名簿)

第31条 学校には、各種表簿のほかに初任科、初任補修科及びその他の課程の別に累年制による別記第11号様式の卒業(修了)生名簿を備えておかななければならない。

一部改正〔平成3年本部訓令14号・6年1号・14年7号・18年21号〕

(補則)

第32条 この規程に定めるもののほか、学校教養実施上必要な事項は、学校長が別に定める。

一部改正〔平成14年本部訓令7号〕、旧32条を繰下〔平成26年本部訓令13号〕、旧33条を繰上〔平成29年本部訓令9号〕

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、昭和55年4月1日から施行する。

(他の規程の廃止)

2 高知県警察学校規程(昭和33年9月本部訓令第15号)は、廃止する。

附 則(昭和57年7月29日高知県警察本部訓令第14号)

この訓令は、昭和57年7月29日から施行する。

附 則(平成3年6月14日高知県警察本部訓令第14号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成4年7月23日高知県警察本部訓令第16号)

この訓令は、平成4年7月23日から施行する。

附 則(平成6年3月8日高知県警察本部訓令第1号)

この訓令は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成9年3月31日高知県警察本部訓令第4号)

この訓令は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成14年3月29日高知県警察本部訓令第7号)

この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成18年7月24日高知県警察本部訓令第21号)

この訓令は、平成18年7月24日から施行する。

附 則(平成26年3月26日高知県警察本部訓令第13号)

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月14日高知県警察本部訓令第9号)

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

(別記様式省略)